

⑥ 不動産取得税の軽減措置には申請が必要です

問 茨城県水戸県税事務所 課税第二課 Tel 029-221-4820

HP : <http://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>

不動産取得税 不動産を取得したときにかかる県の税金です。

- ・土地を売買、贈与、交換などによって取得したとき
 - ・家屋を建築(新築、増築、改築)、売買、贈与、交換などによって取得したとき
- 不動産を取得した方は、取得した日から60日以内に「不動産取得申告(報告)書」を税務課または、県税事務所に提出してください。

納税額 税額＝不動産の価格×税率(土地と住宅：3%、住宅以外の家屋：4%)

※不動産の価格とは、購入価格や建築工事費ではなく、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。

軽減措置の一例 住宅や住宅用土地を取得した場合など、一定の要件を満たしていれば申請により軽減措置を受けることができます。

土地の減税：土地を取得してから3年以内に住宅を新築した場合

住宅の減税：新築された未使用の住宅(建売住宅等)を取得した場合または昭和57年1月1日以降に新築された住宅を取得し、取得者自身が居住する場合等

※これらの例は、住宅部分(車庫・物置等を含む)の床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅であることが要件となります。他にも不動産取得税の軽減措置がありますので、ホームページをご覧ください。お問い合せください。

⑦ 第三者行為でケガや病気をしたときは届け出が必要です

問 保険年金課 国民健康保険：(内線140) 後期高齢者医療：(内線141)

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入の方が、交通事故など第三者(自分以外)から受けた傷病で保険証を使用して治療を受ける場合は、保険年金課または各支所市民窓口課へ届け出が必要です。

○**第三者行為とは** 相手がいる交通事故、傷害事件に巻き込まれた、他人の飼い犬にかまれた等

○**このような場合も届け出が必要です**

自損事故を起こした車に同乗していた

相手が不明の事故

自身の過失が大きい事故(過失の割合に関係無く提出の義務があります)

○**保険証が使えないとき**

通勤中や業務中の負傷(労災保険の対象となります)

飲酒運転や無免許運転、けんかや泥酔による負傷等

⑧ 固定資産税に係る各種届出を提出してください

問 税務課(内線112)

固定資産現所有者申告書

固定資産(土地・家屋)の所有者が亡くなられた場合。相続の手続き(名義変更の登記等)が完了するまでの間、現に所有している方(相続人等)の中から代表者を決めていただき、申告書の提出をお願いします。

納税管理人申告書

納税管理人の設定および変更をする場合、または設定を解除する場合。

家屋補充課税台帳登録名義人申告書(未登記家屋異動届)

登記されていない家屋を売買、贈与、相続した場合。

家屋の滅失届

家屋を取り壊した場合。

※各種届出用紙は、税務課、各支所地域課に備え付けてあります。また、市ホームページからダウンロードできます。(トップページ⇒「税関係申請書等」で検索)

国民健康保険税は、口座振替にすると便利です。